

# <団体登録の手引>

(平成31年4月1日～平成33年3月31日登録)

## 要件の確認

下記事項をすべて満たす団体のみ登録できます。

下記要件を参照の上、登録できるか確認してください。

要件	
チェック	
	原則として18歳以上の構成員が5人以上いる団体で、市内活動団体（地域/市民活動団体・公益法人等（財団法人・社団法人・学校法人・社会福祉法人等）であること。
	政治的、宗教的、営利的、公序良俗に反する活動をしていないこと。
	団体自身の自発的意思により、事業及び財政運営が行われること。
	組織運営、活動内容、会費等について定めた会則及び会員名簿があること。

## 新規の団体登録

『団体登録申請書』に必要事項を記載し、下記の書類を添付して提出してください。

添付書類	
1	定款・規約・会則等（団体の目的・名称・組織運営等が必ず記載してあるもの）
2	構成員名簿（氏名、住所が記載されているもの ※電話番号任意）
3	財政運営の状況が分かるもの（決算報告書・予算計画書等）

※ 申請様式は和光市市民協働推進センターで配布しています。また、センターHP「わこうわいわいうえぶ」からダウンロードできます。

※ 申請を頂きましたら、内容について確認し、その適否について後日お知らせします。  
おおむね申請の日から1週間程度かかります。

## 登録事項の変更

登録事項に変更があった場合は『団体登録事項変更届出書』を提出してください。

また、変更がある場合は、下記書類を添付してください。

添付書類	
1	定款・規約・会則等（変更があった場合のみ）
2	構成員名簿（変更があった場合のみ）

### 団体登録の更新

登録の有効期間が満了の後も引き続き登録を受けようとするときは、当該期間の満了する前までに、『団体登録申請書』に必要事項を記入し、下記書類を添付して提出してください。

添付書類	
1	定款・規約・会則等（変更があった場合のみ）
2	構成員名簿（必須）

### 登録の取り消し

要件を満たさなくなった場合は、市は登録を取り消すものとします。

### 団体登録期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

（※団体の登録期間は、登録の承認を受けた日から2年以内で、市民活動推進課が定めた期限日まで）

### 書類提出方法

直接窓口にお持ちいただくか、郵送又はメールによりご提出ください。

### 書類の提出先及び問い合わせ先

和光市市民協働推進センター（市庁舎6階）

〒351-0192
埼玉県和光市広沢1-5
TEL 048-424-9120
メール <a href="mailto:kyodo@city.wako.lg.jp">kyodo@city.wako.lg.jp</a>